

## 税務課 からのお知らせ

### 税を考える週間

11月11日(火)～11月17日(月)

毎年、11月11日から17日までは「税を考える週間」です。税の役割や必要性などについてより一層理解を深めて頂くことを目的とした週間です。

週間中の催しは国税庁ホームページをご覧ください。また、11日(火)から17日(月)は役場1階でパネル展示を行っていますので、ぜひ足をお運びください。

### 「これから社会に向かって」

国税庁ホームページ▶  
<http://www.nta.go.jp/>



税務課からのお願い

### 土地建物に変更はありませんか?



固定資産税は毎年1月1日が基準日となり、基準日時点の所有者に年度分の税金が課税されます(4月通知。日割り・月割りはありません)。

評価も基準日の使用状況などで判断されますので、年内に下記のような変更をした場合は、早めにご連絡・お手続きをお願いします。

- ◆ 土地：利用状況(現地地目)の変更
- ◆ 建物：全部または一部の取り壊し／増築／登記されていない建物の所有者変更(相続・売買・贈与)

お問い合わせ 税務課 ☎ 945-4477

## 生活環境安全課 からのお知らせ

### 強風時のペットボトルのごみ出しについて

風の強い日はペットボトルなどの軽いごみが入っている袋が飛ばされたり、中のごみが飛散したりすることがあります。ごみが飛散するとご近所の迷惑になるだけでなく、道路では交通の妨げとなり、事故につながる可能性もあるため、大変危険です。

風の強い日はごみ袋の飛散を防ぐため、以下の対策にご協力をお願いします。

- 必ず収集日当日の朝8時30分までにごみを出してください。
- 軽いごみはなるべく出さず、次回の収集日に出すようご検討ください。
- ごみが重くなるように、ペットボトルはできるだけ小さくつぶしてごみ袋に詰めてください。

その他

提案その1 ホームセンターなどで販売されているネットをごみ全体を覆うようにかける。

提案その2 ポリバケツなどフタ付きの容器にごみを入れて出す。

お問い合わせ 生活環境安全課 ☎ 945-4688

## 徴収強化月間[11月～12月]

沖縄県と県内41市町村では、11月から県税・市町村税の滞納整理強化月間を行っています。納期限を経過し、催告しても納めない方に対し、財産の差押えなどの処分があります。預貯金や給与、不動産のほか、自動車やオートバイはタイヤロック・ミラーズロックによる差押が行われます。

まだ町税を納めていない方は、お早めに納付をお願いします。また、納付が困難な方は、お早めにご相談ください。

自動車・オートバイにはタイヤロック・ミラーズロックによる差押えが行われます



## 「これからの社会に向かって」

## 福祉課 からのお知らせ

まずはご相談ください

### 国民年金保険料の免除・納付猶予制度

年金制度は、日本を支えている皆さんの生活を守る大切な制度です。

日本の社会や経済が変化しても制度がきちんと保たれるように、様々な仕組みがあります。

その中の一つに、経済的に納付が困難である場合など一定条件を満たす方々への救済措置として、国民年金保険料の「全額免除」「一部免除」「納付猶予」「学生納付特例」があります。

これらの制度は、適用される制度によって違いがありますが、審査の際には、本人・配偶者・世帯主の前年所得が審査の対象となります。

申請し、審査が通った場合に適用されます。



### 全額免除 一部免除

所得などの条件により保険料の納付が免除される制度です。免除額は①全額免除、②一部免除(4分の3、半額、4分の1)があり、審査により1カ月単位で免除されます。

免除期間は年金受給資格期間に反映されますが、②の場合は減額された保険料を納付されない限り、『未納』扱いとなり、年金受給資格期間には算入されません。



### 納付猶予 学生納付特例

50歳未満の方(納付猶予)または学生の方(学生納付特例)は、審査により保険料の納付が1年ごとに猶予されます。

\* 猶予期間中は年金の受給資格期間に算入されますが、年金額の計算には含まれません。将来の年金額を増やすため、保険料を遡って納める(追納する)ことを、おすすめします。

失業した場合の特例

失業した場合に保険料免除・納付猶予制度の申請を行う際は、失業した方の前年所得をゼロとみなして審査します。この特例は原則、失業した年または翌年に申請された場合に適用されます。

国民年金第1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産された方へ

### 産前産後期間の国民年金保険料が免除されます!

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、次世代育成支援の観点から国民年金第1号被保険者※が出産をされた際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。早めの届出をお勧めします。

※20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者とその家族、学生、無職の人

#### 届出しないと免除になりません

- 出産予定日の6か月前から届出ができ、手続きには書類が必要です。
- 平成31年2月1日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です。
- 届出先は、町役場の国民年金担当窓口となります。郵送でも手続きできます。



現在、保険料免除制度を利用している方も手続きしてください!

お問い合わせ 福祉課 1F ☎ 943-8333